平成15年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向

平成16年5月31日公正取引委員会

第1 平成15年度における合併・分割・営業譲受け等の動向

1 届出受理件数

(1) 合併

合併の届出受理件数は、103件(すべて国内の会社同士の合併)と なっている。

(2) 分割

分割の届出受理件数は、21件(すべて国内の会社による分割)となっている。

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等の届出受理件数は、175件(すべて国内の会社間の営業譲受け等)となっている。

- (注) 1 合併,分割,営業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が 当該行為を行う場合に義務付けられている(例えば、国内会社同士の合併 については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資 産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合)。
 - 2 分割届出(共同新設分割及び吸収分割)の制度については、平成12年5 月の独占禁止法改正により新設され、平成13年度から施行された。

2 態様別

合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を態様別にみると、合併については、すべてが吸収合併であり、新設合併はなかった。分割については、総数21件のうち、4件が共同新設分割、17件が吸収分割であった。また、営業譲受け等については、総数175件のうち、166件が営業譲受け、9件が営業上の固定資産の譲受けであった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課 電話 03-3581-3719 (直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp

3 総資産額別

合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を、合併については合併後、共同新設分割については新設後、吸収分割については承継後、営業譲受け等については行為後の総資産額別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

総資産100億円以上500億円未満の合併が46件(全体の44.7%)と最も多く,以下,10億円以上50億円未満の合併が18件(同17.5%),500億円以上1,000億円未満の合併が12件(同11.7%)と続いている(第1表)。

第 1 表 総資産額別合併届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

総資産	10億円未満	10億円以上	50億円以上	100億円以上	500億円以上	1000億円以上	∧ =1
年度		50億円未満	100億円未満	500億円未満	1000億円未満		合 計
1 4	1 0	1 5	6	4 2	1 0	2 9	112
	(8.9)	(13.4)	(5.4)	(37.5)	(8.9)	(25.9)	(100.0)
1 5	7	1 8	1 0	4 6	1 2	1 0	103
	(6.8)	(17.5)	(9.7)	(44.7)	(11.7)	(9.7)	(100.0)

(注) 1 総資産は、合併後のものである。

2 平成10年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第2表 総資産額別合併件数 (平成15年度)

		为 4 以	心具性识点	13 H I/I H 20	· (1/201			
消滅会社	10 億円未満	10 億円以上	50 億円以上	100 億円以上	500 億円以上	1000億円以上	5000億円以上	合 計
存続会社		50 億円未満	100 億円未満	500 億円未満	1000 億円未満	5000億円未満		
10 億円未満	1 1	0	0	1	0	0	0	1 2
10 億円以上 50 億円未満	8	1 0	0	2	1	0	0	2 1
50 億円以上 100 億円未満	3	7	4	2	0	0	0	1 6
100 億円以上 500 億円未満	1	1 4	7	1 6	1	0	0	3 9
500 億円以上 1000 億円未満	0	0	1	5	2	0	0	8
1000 億円以上 5000 億円未満	0	1	2	0	0	1	0	4
5000 億円以上	0	0	0	2	0	0	1	3
合 計	2 3	3 2	1 4	2 8	4	1	1	103

(注) 3社以上の合併, すなわち消滅会社が2社以上である場合には, 総資産が最も多い消滅会社 を基準とした。

(2) 分割

ア 共同新設分割

総資産100億円以上500億円未満の共同新設分割が2件(全体の50.0%)であり、その他は、500億円以上1、000億円未満及び1、000億円以上の共同新設分割がそれぞれ1件(同25.0%)となっている(第3表)。

第3表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

総資産	10億円未満	10億円以上	50億円以上	100億円以上	500億円以上	1000億円以上	
年度		50億円未満			1000億円未満		合 計
1 4	0	0	0	2	0	3	5
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(40.0)	(0.0)	(60.0)	(100.0)
1 5	0	0	0	2	1	1	4
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(25.0)	(25.0)	(100.0)

- (注) 1 総資産は、共同新設分割後の新設会社のものである。
 - 2 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、共同新設分割後の新設会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第4表 総資産額別共同新設分割件数(平成15年度)

分割する 会社 1 分割する 会社 2	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満		1000 億円以上 5000 億円未満	5000億円以上	合 計
10 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
10 億円以上 50 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
50 億円以上 100 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
100 億円以上 500 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
500 億円以上 1000 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1000 億円以上 5000 億円未満	0	0	0	0	1	0	0	1
5000 億円以上	0	0	0	0	0	1	2	3
合 計	0	0	0	0	1	1	2	4

(注) 分割する会社(分割によりその営業の全部又は重要部分を承継させようとする会社。以下同じ。)のうち、総資産額が最も多いものを分割する会社 1、その次に多いものを分割する会社 2 とした。

イ 吸収分割

総資産100億円以上500億円未満及び1,000億円以上の吸収分割がそれぞれ5件(全体の29.4%)と最も多く、次に、500億円以上1,000億円未満の吸収分割が4件(同23.5%)となっている(第5表)。

第5表 総資産額別吸収分割届出受理件数

(単位:件,()内は%)

総資産	10億円未満	10億円以上	5 0 億円以上	100億円以上	500億円以上	1000億円以上	ᄉᆋ
年度		50億円未満	100億円未満	500億円未満	1000億円未満		合 計
1 4	1	2	2	5	3	3	1 6
	(6.3)	(12.5)	(12.5)	(31.3)	(18.8)	(18.8)	(100.0)
1 5	0	2	1	5	4	5	1 7
	(0.0)	(11.8)	(5.9)	(29.4)	(23.5)	(29.4)	(100.0)

- (注) 1 総資産は、吸収分割後の承継する会社のものである。
 - 2 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、吸収分割後の承継する会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第6表 総資産額別吸収分割件数(平成15年度)

分割する会社	10 億円未満	10 億円以上	50 億円以上	100 億円以上	500 億円以上	1000億円以上	5000億円以上	合	計
承継する会社		50 億円未満	100億円未満	500 億円未満	1000 億円未満	5000 億円未満			п
10 億円未満	1	0	2	0	1	1	1		6
10 億円以上	0	0	0	1	0	0	0		1
50 億円未満	U	U	U	•	0	0	O		'
50 億円以上	0	0	0	0	0	0	0		0
100 億円未満	0	0)	0	0	0		O
100 億円以上	0	2	0	1	0	0	2		5
500 億円未満	U	۷	0		0	0	۷		5
500 億円以上	0	0	0	0	0	0	1		1
1000 億円未満	U	U	0	0	0	0	'		'
1000 億円以上	0	0	0	0	1	1	0		2
5000 億円未満	0	0		0	'	'	0		_
5000 億円以上	0	0	0	0	0	1	1		2
合 計	1	2	2	2	2	3	5	•	1 7

(注) 2社以上からの吸収分割, すなわち分割する会社が2社以上である場合には, 総資産が最も 多い分割する会社を基準とした。

(3) 営業譲受け等

総資産100億円以上500億円未満の営業譲受け等が51件(全体の29.1%)と最も多く、以下、1、000億円以上の営業譲受け等が38件(同21.7%)、10億円未満の営業譲受け等が33件(同18.9%)と続いている(第7表)。

第7表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

総資産	10億円未満	1 0億円以上	5 0 億円以上	100億円以上	500億円以上	1000億円以上	合 計
年度		50億円未満	100億円未満	500億円未満	1000億円未満		п #1
1 4	3 1	3 2	9	6 5	1 2	4 8	197
	(15.7)	(16.2)	(4.6)	(33.0)	(6.1)	(24.4)	(100.0)
1 5	3 3	2 7	1 2	5 1	1 4	3 8	175
	(18.9)	(15.4)	(6.9)	(29.1)	(8.0)	(21.7)	(100.0)

- (注) 1 総資産は、営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。
 - 2 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、営業譲受け等の行為後の譲受け等会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第8表 総資産額別営業譲受け等件数(平成15年度)

譲渡等会社 譲受け等会社	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合	計
10 億円未満	2	2 5	7	1 4	2	3	1		5 4
10 億円以上 50 億円未満	2	9	0	3	0	2	1		1 7
50 億円以上 100 億円未満	0	3	1	2	0	2	0		8
100 億円以上 500 億円未満	3	1 2	5	1 6	3	5	5		4 9
500 億円以上 1000 億円未満	1	6	0	3	2	1	1		1 4
1000 億円以上 5000 億円未満	1	2	З	7	2	3	1		1 9
5000 億円以上	0	1	2	4	2	0	5		1 4
合 計	9	5 8	1 8	4 9	1 1	1 6	1 4	1	7 5

(注) 2社以上からの営業譲受け等,すなわち営業譲渡等会社が2社以上である場合には,総資産が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

4 業種別

平成15年度の合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が30件(全体の29.1%)、 製造業が24件(同23.3%)と多く、以下、サービス業が15件(同14.6%)、 運輸・通信・倉庫業が10件(同9.7%)と続いている(第9表)。

製造業の中では、機械業が10件、化学・石油・石炭業が5件と多くなっている。

第9表 業種別合併届出受理件数の推移

(単位:件, ()内は%)

	(手匹:「	F, () [7] [6.70]
年度	14	15
業種別		
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	6 (5.4)	5 (4.9)
製 造 業	25 (22.3)	24 (23.3)
食 料 品	0 (0.0)	1 (1.0)
繊維	0 (0.0)	1 (1.0)
木材・木製品	1 (0.9)	0 (0.0)
紙・パルプ	3 (2.7)	0 (0.0)
出版•印刷	0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭	5 (4.5)	5 (4.9)
ゴム・皮革	1 (0.9)	1 (1.0)
窯 業 ・ 土 石	0 (0.0)	2 (1.9)
鉄鋼	3 (2.7)	1 (1.0)
非 鉄 金 属	1 (0.9)	1 (1.0)
金 属 製 品	2 (1.8)	2 (1.9)
機械	8 (7.1)	10 (9.7)
その他製造業	1 (0.9)	0 (0.0)
卸 • 小 売 業	26 (23.2)	30 (29.1)
不 動 産 業	5 (4.5)	8 (7.8)
運輸・通信・倉庫業	8 (7.1)	10 (9.7)
サ ー ビ ス 業	22 (19.6)	15 (14.6)
金融 • 保険業	16 (14.3)	7 (6.8)
電気・ガス業	1 (0.9)	1 (1.0)
そ の 他	3 (2.7)	3 (2.9)
合 計	112 (100.0)	103 (100.0)

⁽注) 1 業種は、新設会社及び存続会社の業種によった。

^{2 「}その他」は、新設会社又は存続会社が未営業又は休業中の場合である。

平成15年度の合併届出受理件数のうち、行為後総資産が1,000億円以上の届出は、10件となっており、業種別にみると、卸・小売業が4件と最も多くなっている。

合併後総資産1,000億円以上の合併届出の業種別受理件数

(単位:件, ()内は%)

		(1	単位:件,	() 内は%
年度		1 4		1 5
業種別				
農林・水産業	0	(0.0)	0	(0.0)
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)
建 設 業	2	(6.9)	0	(0.0)
製 造 業	8	(27.6)	1	(10.0)
食 料 品		0 (0.	0)	0 (0.0)
繊維		0 (0.	0)	0 (0.0)
木材・木製品		0 (0.	0)	0 (0.0)
紙・パルプ		1 (3.	4)	0 (0.0)
出版•印刷		0 (0.	0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭		2 (6.	9)	0 (0.0)
ゴム・皮革		0 (0.	0)	0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石		0 (0.	0)	0 (0.0)
鉄鋼		0 (0.	0)	0 (0.0)
非 鉄 金 属		1 (3.	4)	0 (0.0)
金 属 製 品		0 (0.	0)	0 (0.0)
機械		4 (13.	8)	1 (10.0)
その他製造業		0 (0.	0)	0 (0.0)
卸 • 小 売 業	4	(13.8)	4	(40.0)
不 動 産 業	0	(0.0)	1	(10.0)
運輸・通信・倉庫業	2	(6.9)	1	(10.0)
サ ー ビ ス 業	1	(3.4)	0	(0.0)
金融 化保険業	11	(37.9)	2	(20.0)
電気・ガス業	0	(0.0)	0	(0.0)
そ の 他	1	(3.4)	1	(10.0)
合 計	29	(100.0)	10	(100.0)

(2) 分割

ア 共同新設分割

共同新設分割届出受理件数は4件となっており、業種別にみると、すべて製造業となっている(第10表)。

製造業の中では、化学・石油・石炭業、鉄鋼業、非鉄金属業及び機械業がそれぞれ1件となっている。

第10表 業種別共同新設分割届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

		11, () 13100/07
年度 業種別	1 4	1 5
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	0 (0.0)	0 (0.0)
製 造 業	4 (80.0)	4 (100.0)
食 料 品	1 (20.0)	0 (0.0)
繊維	0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品	0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ	0 (0.0)	0 (0.0)
出版・印刷	0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭	0 (0.0)	1 (25.0)
ゴム・皮革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯 業 · 土 石	0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼	1 (20.0)	1 (25.0)
非 鉄 金 属	0 (0.0)	1 (25.0)
金属製品	0 (0.0)	0 (0.0)
機械	2 (40.0)	1 (25.0)
その他製造業	0 (0.0)	0 (0.0)
卸 • 小 売 業	1 (20.0)	0 (0.0)
不 動 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	0 (0.0)	0 (0.0)
金融 • 保険業	0 (0.0)	0 (0.0)
電気・ガス業	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計	5 (100.0)	4 (100.0)

(注)業種は、新設会社の業種によった。

平成15年度の共同新設分割届出受理件数のうち,新設会社の総資産が1,000 億円以上の届出は、製造業が1件となっている。

新設後総資産1,000億円以上の共同新設分割届出の業種別受理件数 (単位:件,()内は%)

	(手位:	\mathbf{T} , () Pila 70)
年度	1 4	1 5
業種別		. 0
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	0 (0.0)	0 (0.0)
製 造 業	2 (66.7)	1 (100.0)
食 料 品	1 (33.3)	0 (0.0)
繊維	0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品	0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ	0 (0.0)	0 (0.0)
出版·印刷	0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭	0 (0.0)	0 (0.0)
ゴム・皮革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯 業 • 土 石	0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼	0 (0.0)	1 (100.0)
非 鉄 金 属	0 (0.0)	0 (0.0)
金属製品	0 (0.0)	0 (0.0)
機械	1 (33.3)	0 (0.0)
その他製造業	0 (0.0)	0 (0.0)
卸 • 小 売 業	1 (33.3)	0 (0.0)
不 動 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)	0 (0.0)
サ ー ビ ス 業	0 (0.0)	0 (0.0)
金融 • 保険業	0 (0.0)	0 (0.0)
電気・ガス業	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計	3 (100.0)	1 (100.0)

イ 吸収分割

吸収分割届出受理件数を業種別にみると、製造業が10件(全体の58.8%) と多く、以下、サービス業が3件(同17.6%)、金融・保険業が2件 (同11.8%)となっている(第11表)。

製造業の中では、機械業が3件、金属製品業が2件、食料品業、出版・印刷業、化学・石油・石炭業、窯業・土石業及び非鉄金属業がそれぞれ1件となっている。

第11表 業種別吸収分割届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

(十四・11, (/ 116/0/							
年度 業種別	1 4		1 5				
# 11 1. * *			0.0		(0 0)		
農林・水産業	0		0.0)	0	(0.0)		
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)		
建 設 業	2	(12.5)	1	(5.9)		
製 造 業	11	((68.8)	10	(58.8)		
食 料 品		0	(0.0)		1 (5.9)		
繊維		0	(0.0)		0 (0.0)		
木材・木製品		0	(0.0)		0 (0.0)		
紙・パルプ		0	(0.0)		0 (0.0)		
出版·印刷		0	(0.0)		1 (5.9)		
化学・石油・石炭		5	(31.3)		1 (5.9)		
ゴム・皮革		0	(0.0)		0 (0.0)		
窯 業 · 土 石		0	(0.0)		1 (5.9)		
鉄鋼		0	(0.0)		0 (0.0)		
非 鉄 金 属		1	(6.3)		1 (5.9)		
金 属 製 品		0	(0.0)		2 (11.8)		
機械		5	(31.3)		3 (17.6)		
その他製造業		0	(0.0)		0 (0.0)		
卸 · 小 売 業	1	(6.3)	1	(5.9)		
不 動 産 業	0	(0.0)	0	(0.0)		
運輸・通信・倉庫業	1	(6.3)	0	(0.0)		
サ ー ビ ス 業	1	(6.3)	3	(17.6)		
金融 • 保険業	0	(0.0)	2	(11.8)		
電気・ガス業	0	(0.0)	0	(0.0)		
そ の 他	0	(0.0)	0	(0.0)		
合 計	16	(10	00.0)	17	(100.0)		

(注)業種は、被承継会社の業種によった。

平成15年度の吸収分割届出受理件数のうち、被承継会社の総資産が1,000 億円以上の届出は5件となっており、業種別にみると、製造業が2件、建設業、サービス業及び金融・保険業がそれぞれ1件となっている。

承継後総資産1,000億円以上の吸収分割届出の業種別受理件数

(単位:件, ()内は%)

		(単位:	作, ()内は%)
年度 業種別		1 4	1 5
農林・水産業	0	(0.0)	0 (0.0)
鉱業	0	(0.0)	0 (0.0)
建設業	0	(0.0)	1 (20.0)
製 造 業	3	(100.0)	2 (40.0)
食料品	Ü	0 (0.0)	0 (0.0)
繊維維		0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品		0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ		0 (0.0)	0 (0.0)
出版・印刷		0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭		1 (33.3)	0 (0.0)
ゴム・皮革		0 (0.0)	0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石		0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鍋		0 (0.0)	0 (0.0)
非鉄金属		0 (0.0)	1 (20.0)
金属製品		0 (0.0)	1 (20.0)
機械		2 (66.7)	0 (0.0)
その他製造業		0 (0.0)	0 (0.0)
卸·小売業	0	(0.0)	0 (0.0)
不 動 産 業	0	(0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0	(0.0)	0 (0.0)
サ ー ビ ス 業	0	(0.0)	1 (20.0)
金 融 · 保 険 業	0	(0.0)	1 (20.0)
電気・ガス業	0	(0.0)	0 (0.0)
そ の 他	0	(0.0)	0 (0.0)
合 計	3	(100.0)	5 (100.0)

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が57件(全体の32.6%),製造業が49件(同28.0%)と多く、以下、サービス業が14件(同8.0%),運輸・通信・倉庫業及び金融・保険業がそれぞれ8件(同4.6%)と続いている(第12表)。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が13件、機械業が11件と多くなっている。

第12表 業種別営業譲受け等届出受理件数の推移

(単位:件, ()内は%)

	(単位:計, (/ 円)は/0/							
年度	14	15						
業種別								
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)						
鉱業	1 (0.5)	3 (1.7)						
建 設 業	6 (3.0)	5 (2.9)						
製 造 業	65 (33.0)	49 (28.0)						
食 料 品	10 (5.1)	6 (3.4)						
繊維	1 (0.5)	1 (0.6)						
木材・木製品	0 (0.0)	1 (0.6)						
紙・パルプ	2 (1.0)	3 (1.7)						
出版·印刷	1 (0.5)	2 (1.1)						
化学・石油・石炭	20 (10.2)	13 (7.4)						
ゴム・皮革	0 (0.0)	1 (0.6)						
窯業・土石	0 (0.0)	3 (1.7)						
鉄鋼	2 (1.0)	2 (1.1)						
非 鉄 金 属	2 (1.0)	2 (1.1)						
金属製品	0 (0.0)	0 (0.0)						
機械	22 (11.2)	11 (6.3)						
その他製造業	5 (2.5)	4 (2.3)						
卸 · 小 売 業	55 (27.9)	57 (32.6)						
不 動 産 業	1 (0.5)	6 (3.4)						
運輸・通信・倉庫業	8 (4.1)	8 (4.6)						
サービス業	30 (15.2)	14 (8.0)						
金融 化保険業	11 (5.6)	8 (4.6)						
電気・ガス業	3 (1.5)	2 (1.1)						
そ の 他	17 (8.6)	23 (13.1)						
合 計	197 (100.0)	175 (100.0)						

⁽注) 1 業種は、営業譲受け等会社の業種によった。

^{2 「}その他」は、営業譲受け等会社が未営業又は休業中の場合である。

平成15年度の営業譲受け等の届出受理件数のうち、行為後総資産が1,000 億円以上の届出は、36件となっており、業種別にみると、製造業が12件と最も 多くなっている。

行為後総資産 1, 000億円以上の営業譲受け等届出の業種別受理件数 (単位:件, ()内は%)

			(平四	IT,	()	P31470/
年度 業種別		1 4			1 5	
農林・水産業	0		(0.0)	0		(0.0)
鉱業	0		(0.0)	0		(0.0)
建 設 業	1		(2.1)	0		(0.0)
製 造 業	15		(31.3)	12		(33.3)
食 料 品		4	(8.3)		0	(0.0)
繊維維		0	(0.0)		0	(0.0)
木材・木製品		0	(0.0)		1	(2.8)
紙・パルプ		1	(2.1)		1	(2.8)
出版・印刷		1	(2.1)		0	(0.0)
化学・石油・石炭		4	(8.3)		6	(16.7)
ゴム・皮革		0	(0.0)		0	(0.0)
窯 業 ・ 土 石		0	(0.0)		0	(0.0)
鉄鍋		0	(0.0)		0	(0.0)
非 鉄 金 属		1	(2.1)		0	(0.0)
金属製品		0	(0.0)		0	(0.0)
機機械		2	(4.2)		4	(11.2)
その他製造業		2	(4.2)		0	(0.0)
卸 • 小 売 業	12		(25.0)	10		(27.8)
不 動 産 業	1		(2.1)	1		(2.8)
運輸・通信・倉庫業	2		(4.2)	4		(11.1)
サービス業	8		(16.7)	1		(2.8)
金融 保険業	8		(16.7)	6		(16.7)
電気・ガス業	1		(2.1)	1		(2.8)
そ の 他	0		(0.0)	1		(2.8)
合 計	48	(100.0)	36	(100.0)

5 形態別

平成15年度の合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を形態別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併の形態別件数(消滅会社数でみた件数)は、152件であり、そのうち、水平関係が113件(全体の74.3%)で最も多く、以下、混合関係29件(同19.1%)、垂直関係10件(同6.6%)と続いている(第13表)。

(注) 消滅会社数でみた件数とは、例えば、3社合併の場合は2社合併が2回行われたものとして集計した件数である。

第13表 消滅会社数でみた合併の形態別状況

(単位:件, ()内は%)

	形態	水平関係	垂直関係		混合関係				合 計
年度				地域拡大	商品拡大	純粋	小計		
1	4	107	1 0	2 1	1 8	2 5	6 4	0	181
		(59.1)	(5.5)	(11.6)	(9.9)	(13.8)	(35.4)	(0.0)	(100.0)
1	5	113	1 0	1 1	8	1 0	2 9	0	152
		(74.3)	(6.6)	(7.2)	(5.3)	(6.6)	(19.1)	(0.0)	(100.0)

(注) 合併等の形態の分類は、次のとおりである。

1 水平: 当事会社が同一市場において同種の商品又は役務を供給している場合

2 垂直: 当事会社が購入者, 供給者の関係を有している場合

3 混合:水平・垂直以外のすべての場合

地域拡大:同種の商品又は役務を異なる地域市場へ供給している会社間の合併,分割又は営業譲受け等

商品拡大:生産面又は販売面での関連はあるが,直接は競争関係にない商品又は役務を

供給している会社間の合併、分割又は営業譲受け等

純 粋:事業上の関係がない会社間の合併、分割又は営業譲受け等

4 その他

組織変更: 専ら合名会社, 合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更するか, 又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行う合併, 分割又は営業 譲受け等

(2) 分割

ア 共同新設分割

共同新設分割の形態別件数(届出会社数でみた件数)は、4件であり、 すべて水平関係となっている(第14表)。

(注) 届出会社数でみた件数とは、例えば、届出会社が3社ある場合は、2社の 分割が2回行われたものとして集計した件数である。

第14表 届出会社数でみた共同新設分割の形態別状況

(単位:件, ()内は%)

形態	水平	垂直		混合	その他	合 計		
年度	関係	関係	地域拡大	商品拡大	純粋	小計	関係	
1 4	5	1	0	0	0	0	0	6
	(83.3)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
1 5	4	0	0	0	0	0	0	4
	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(注) 分割の形態は、当事会社の分割対象部分の関係をみており、その分類は、第13表の(注)と同じである。

イ 吸収分割

吸収分割の形態別件数(届出会社数でみた件数)は、21件であり、 そのうち、水平関係が14件(全体の66.7%)で最も多く、以下、 垂直関係が3件(同14.3%)、混合関係が4件(同19.0%)と なっている(第15表)。

(注) 届出会社数でみた件数とは、例えば、届出会社が3社ある場合は、2社の 分割が2回行われたものとして集計した件数である。

第15表 届出会社数でみた吸収分割の形態別状況

(単位:件.()内は%)

		-			\ I	- 11,	. , , ,	1.0
形態	水平	垂直	混合関係			その他	合 計	
年度	関係	関係	地域拡大	商品拡大	純粋	小計	関係	
1 4	7	6	0	1	4	5	0	1 8
	(38.9)	(33.3)	(0.0)	(5.6)	(22.2)	(27.8)	(0.0)	(100.0)
1 5	1 4	3	0	0	4	4	0	2 1
	(66.7)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(19.0)	(19.0)	(0.0)	(100.0)

(注) 分割の形態は、当事会社の分割対象部分の関係をみており、その分類は、第13表の(注)と同じである。

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等の形態別件数(譲渡等会社数でみた件数)は、185件であり、そのうち、水平関係が109件(全体の58.9%)で最も多く、以下、混合関係52件(同28.1%)、垂直関係24件(同13.0%)と続いている(第16表)。

(注) 譲渡等会社数でみた件数とは、例えば、2社からの営業譲受け等の場合は営業譲受け等が2回行われたものとして集計した件数である。

第16表 譲渡等会社数でみた営業譲受け等の形態別状況

(単位:件, ()内は%)

形態	水平関係	垂直関係		混合関係				合 計
年度			地域拡大	商品拡大	純粋	小計		
1 4	1 4 5	1 6	7	1 7	1 3	3 7	0	198
	(73.2)	(8.1)	(3.5)	(8.6)	(6.6)	(18.7)	(0.0)	(100.0)
1 5	109	2 4	1 6	1 8	1 8	5 2	0	185
	(58.9)	(13.0)	(8.6)	(9.7)	(9.7)	(28.1)	(0.0)	(100.0)

(注) 営業譲受け等の形態の分類は、第13表の(注)と同じである。

第2 平成15年度における株式保有の動向

1 会社の株式所有報告書提出件数

平成15年度において、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき提出された株式所有報告書の提出件数(注)は、959件となっている。また、株式所有報告書の提出件数のうち、外国会社によるものは、41件であった。

- (注) 株式所有報告の対象範囲は以下のア〜ウいずれの要件にも該当する場合である。
 - ア 株式を所有する会社の総資産額が20億円を超え、かつ、自社、親会社及び子会 社の総資産の合計額が100億円を超えること
 - イ 株式を所有される会社(株式発行会社)が、国内の会社の場合には総資産額、国 外の会社の場合には国内売上高が10億円を超えること
 - ウ 株式発行会社の株式を、その議決権保有割合でみて、10%、25%又は50% を超えて保有することとなること

2 総資産額別

平成15年度の国内会社の株式所有報告書の提出件数を総資産額別にみると、次のとおりである(第17表)。

第17表 総資産額別国内会社株式所有報告書提出件数

(単位:件, ()内は%)

総資産 年度	20億円超	50億円以上 100億円未満		500億円以上 1000億円未満	1 0 0 0億円 以上	合 計	外国会社に よるもの
1 4	3	8	1 4 7	7 3	6 2 0	8 5 1	4.0
	(0.4)	(0.9)	(17.3)	(8.6)	(72.9)	(100.0)	4 8
1 5	9	1 1	1 2 6	9 6	676	9 1 8	4 1
	(1.0)	(1.2)	(13.7)	(10.5)	(73.6)	(100.0)	

(注) 総資産は、提出会社(株式所有前)の総資産である。

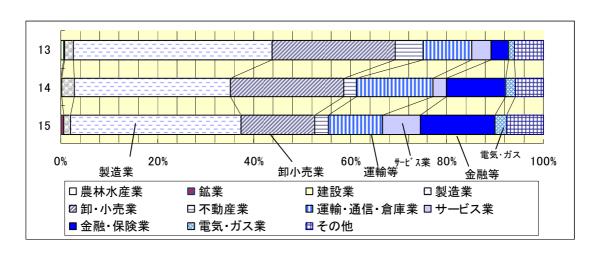
平成15年度において提出された株式所有報告書の提出件数のうち,総資産1000億円以上の報告書は676件となっており、業種別にみると、製造業が239件と最も多くなっている。また、平成13年度からの推移をみると、サービス業、電気・ガス業といった業種の割合が増加している(第18表)。

総資産 1, 000億円以上の株式所有報告書の業種別提出件数 (単位:件,()内は%)

年度				J. Company of the com	
** 1年回	1 4		1 5		
業種別		(0 0)		(0 0)	
農林・水産業	0	(0.0)	0	(0.0)	
鉱業	1	(0.2)	4	(0.6)	
建 設 業	17	(2.7)	9	(1.3)	
製 造 業	200	(32.3)	239	(35.4)	
食 料 品	16	(2.6)		11 (1.6)	
繊維	5	(0.8)		6 (0.9)	
木材・木製品	C	(0.0)		1 (0.1)	
紙・パルプ	14	(2.3)		9 (1.3)	
出版·印刷	4	(0.6)		2 (0.3)	
化学・石油・石炭	23	(3.7)		63 (9.3)	
ゴム・皮革	1	(0.2)		0 (0.0)	
窯 業 · 土 石	3	(0.5)		2 (0.3)	
鉄鋼	10	(1.6)		71 (10.5)	
非 鉄 金 属	3	(0.5)		1 (0.1)	
金 属 製 品	2	(0.3)		3 (0.4)	
機械	110			64 (9.5)	
その他製造業	9	(1.5)		6 (0.9)	
卸 · 小 売 業	145	(23.4)	104	(15.4)	
不 動 産 業	17	(2.7)	18	(2.7)	
運輸・通信・倉庫業	98	(15.8)	77	(11.4)	
サ ー ビ ス 業	18	(2.9)	52	(7.7)	
金融 • 保険業	76	(12.3)	105	(15.5)	
電気・ガス業	12	(1.9)	17	(2.5)	
そ の 他	36	(5.8)	51	(7.5)	
合 計	620	(100.0)	676	(100.0)	

(注) 金融・保険業の提出件数の増加については、平成14年の独占禁止法改正(平成14年11月28日施行)により、独占禁止法第11条の規制対象が、①金融会社(銀行、保険会社、証券会社、信託会社、無尽会社)から銀行又は保険会社に変わり、②銀行又は保険会社による金融関連会社(銀行又は保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社)の議決権保有が規制対象から除外されたことによることが大きいものと考えられる。

第18表 総資産1,000億円以上の株式所有報告書の業種別提出件数の割 合の推移(平成13年度から平成15年度)



(議決権保有割合別)

平成15年度において提出された株式所有報告書の提出件数のうち,総資産1,000億円以上の報告書を議決権保有割合の増加割合別にみると,次のとおりである(第19表)。

50%を超えて取得した場合が404件(59.8%)と最も多く、子会社化を図るための株式取得が多くなっている。

第19表 総資産1,000億円以上の議決権保有割合別国内会社の株式所有報告書提出件数

(単位:件.()内は%)

			\ - - -	() () () ()
議決権保有割合	10%超	25%超	50%超	合 計
年度	2 5 %以下	50%以下		
1 4	1 4 0	1 2 2	358	620
	(22.6)	(19.7)	(57.7)	(100.0)
1 5	1 4 3	1 2 9	4 0 4	676
	(21.2)	(19.1)	(59.8)	(100.0)

第3 平成15年度における独占禁止法第9条の事業報告・設立届出の動向

平成15年度において、独占禁止法第9条の規定に基づき提出された事業内容報告書の件数は76件であった(第21表~23表)。また、会社設立届出書の件数は4件であった(第24表)。

第20表 独占禁止法第9条の規定に基づく報告・届出会社の総資産規模別・会社態様別件数

	会社態様別	持株会社(総資産	金融会社(総資産	一般事業会社 (総	
		基準額6000	基準額8兆円)・・	資産基準額2兆	
		億円)・・法第9条	法第9条第5項	円) …法第9条	計
	総資産規模別	第5項第1号	第2号	第5項第3号	
1	8 兆円以上	9	8	8	2 5
2	5 兆円以上8 兆	5		1 0	1 5
	円未満				
3	2 兆円以上 5 兆	6		3 1	3 7
	円未満				
4	1 兆円以上 2 兆	0			0
	円未満				
5	6000億円以	1			1
	上1兆円未満				
	計	2 1	8	4 9	7 8

(注)報告・届出件数は80件であるが、会社数は78社である。報告・届出のあった78社のうち、持株会社は21社、金融会社は8社、一般事業会社は49社となっている。

なお、持株会社21社のうち、15社が株式移転方式により競争事業者等がいわゆる共同持株会社を設立したものであった。他の6社については、株式移転方式や分社化等により、企業グループの組織変更の手段として持株会社を設立したとみられるものであった。

第21表 独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書提出会社(持株会社)

会社名

㈱日興コーディアルグループ

㈱九州親和ホールディングス

㈱りそなホールディングス

三井トラスト・ホールディングス(株)

㈱もみじホールディングス

㈱三菱東京フィナンシャル・グループ

㈱札幌北洋ホールディングス

新日鉱ホールディングス(株)

(株)日本ユニパックホールディング

㈱三井住友フィナンシャルグループ

㈱ユーエフジェイホールディングス

㈱ミレアホールディングス

日本電信電話(株)

㈱みずほフィナンシャルグループ

㈱あしぎんフィナンシャルグループ

タワー・エス・エイ

ジェイ エフ イーホールディングス(株)

アクサ保険ホールディング(株)

東短ホールディングス(株)

第22表 独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書提出会社(金融会社)

会社名 住友生命保険(相) 日本生命保険(相) 安田生命保険(相) 第一生命保険(相) 明治生命保険(相) 住友信託銀行(株) (株)横浜銀行 (株)静岡銀行

第23表 独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書提出会社(一般事業会 社)

社)				
会社名				
(株)ダイエー	㈱神戸製鋼所			
日本証券金融(株)	九州電力(株)			
三菱商事㈱	松下電器産業㈱			
中国電力(株)	東京短資㈱			
日本たばこ産業㈱	㈱東芝			
三井不動産㈱	日本信販(株)			
東日本旅客鉄道㈱	㈱オリエントコーポレーション			
東海旅客鉄道㈱	セントラル短資(株)			
三井物産㈱	㈱大和証券グループ本社			
三菱地所㈱	㈱イトーヨーカ堂			
伊藤忠商事㈱	住友金属工業㈱			
東京電力(株)	三菱重工業㈱			
東北電力㈱	本田技研工業㈱			
丸紅(株)	三洋電機㈱			
住友商事㈱	(株)デンソー			
㈱日本航空システム	KDDI(株)			
新日本製鐵㈱	トヨタ自動車㈱			
中部電力(株)	㈱日立製作所			
近畿日本鉄道㈱	日本電気(株)			
東京急行電鉄(株)	富士写真フィルム㈱			
野村ホールディングス(株)	ソニー(株)			
三菱電機㈱	ジーイー・キャピタル・インターナシ			
出光興産㈱	ョナル・ホールディングス・コーポレ			
新日本石油㈱	ーション			
関西電力(株)	キヤノン(株)			

第24表 独占禁止法第9条第6項に基づく届出会社

会社名

(株)あしぎんフィナンシャルグループ ニチメン・日商岩井ホールディングス(株) 東短ホールディングス(株) (株)ほくぎんフィナンシャルグループ

オリックス㈱

[参考]

計

銀行又は保険会社の議決権保有に関する認可の動向

平成15年度において、独占禁止法第11条の規定により認可した銀行又は 保険会社の議決権保有件数は13件であり、そのうち、同条第1項ただし書の 規定に基づくものは1件(銀行に係るもの1件)、同条第2項の規定に基づく ものは12件(銀行に係るもの12件)であった。

また,同条の規定に基づく認可件数のうち,外国会社に係るものはなかった。

 平成14年度
 平成15年度

 銀行
 94
 13

 保険
 22
 0

13

独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数

1 1 6

(注)独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数の減少については、平成14年の独占禁止法改正により、独占禁止法第11条の規制対象が、①金融会社(銀行、保険会社、証券会社、信託会社、無尽会社)から銀行又は保険会社に変わり、②銀行又は保険会社による金融関連会社(銀行又は保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社)の議決権保有が規制対象から除外されたことによることが大きいものと考えられる。

資料 企業結合関係の届出件数の推移

				係の届出			
			株式所有報告			分割届出受	営業譲受け
	報告書	届出書	書	の株式所有報告	理	理	等届出受理
				書			
昭和22			(2)	(0)	(23)		(22)
23			(31)	(0)	(309)		(192)
24			(13)	(0)	(123)		(53)
			2,373	0	448		143
25			3,840	0	420		207
26			4,546	0	331		182
27			4,795	0	385		124
28			3,863	0	344		126
29			2,827	0	325		167
30			3,033	0	338		143
31			3,080	0	381		209
32				0	398		140
33			3,069	0	381		118
			3,316				
34			3,170	0	413		139
35			2,991	0	440		144
36			3,211	1	591		162
37			3,231	0	715		193
38			3,844	0	997		223
39			3,921	4	864		195
40			4,534	1	894		202
41			4,325	0	871		264
42			4,075	2	995		299
43			4,069	3	1,020		354
44			4,907	0	1,163		391
45			4,247	2	1,147		413
46			5,832	0	1,178		449
47			5,841	1	1,184		452
48			6,002	0	1,028		443
49			5,738	0	995		420
50			5,108	9	957		429
51			5,229	6	941		511
52			5,085	1	1,011		646
53			5,372	0	898		595
54			5,359	0	871		611
55			5,759	2	961		680
56			5,505	1	1,044		771
57			6,167	1	1,040		815
58			6,033	4	1,020		702
59			6,604	2	1,096		790
60			6,640	6	1,113		807
61			7,202	1	1,147		936
62			7,573	1	1,215		1,084
63			6,351	0	1,336		1,028
平成元			8,193	0	1,450		988
2			8,075	0	1,751		1,050
3			8,034	2	2,091		1,266
4			8,776	0	2,002		1,079
5			8,036	3	1,917		1,153
6			8,954	18	2,000		1,255
7			8,281	1	2,520		1,467
8			9,379	0	2,271		1,476
9	0	0	8,615	7	2,174		1,546
10	2	0	7,518	0	1,514		1,176
11	1	1	1,029		151		179
12	5	1	804		170		213
13	7	7	898		127	20	
14	16	7	899		112	21	193
(注) 1 5	76	7可供数で2	959	_	103	21	175

(注) 1 ()内は認可件数である。

- 2 法第9条の事業報告書の提出及び設立の届出は、平成9年の法改正により新設されたものであり、それ以前の件数はない。なお、平成9年の法改正(平成9年12月17日施行)から平成14年の法改正(平成14年11月28日施行)までは持株会社の事業報告書及び設立の届出であり、平成14年の法改正以後は一定の総資産額基準を超えた会社の事業報告書及び設立の届出である。
- 3 株式所有報告書の裾切り要件(総資産額)は以下のとおり改正されている。

年度	裾切り要件(総資産額)
昭和24	500万円超
2 8	1 億円超
4 0	5 億円超
5 2	2 0 億円超
平成10	100億円超

- 4 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合に届け出なければならないこととされた。
- 5 分割の届出は、平成13年に新設されたものであり、平成12年度までの件数 はない。
- 6 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が営業の全部又は重要部分の譲受け 等をしようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければ ならないこととされていたが、改正後は、総資産合計額が100億円を超える会 社が、(1)総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、(2)国 内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要部分又は固定資産の全 部若しくは重要部分を譲り受ける場合、(3)国内売上高10億円超の外国会社の営 業の全部を譲り受ける場合、(4)対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会 社の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合に届 け出なければならないこととされた。